

8.11 自然との触れ合い活動の場

8.11.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

自然との触れ合い活動の場の現況調査の調査事項及びその選択理由は、表 8.11-1 に示すとおりである。

表 8.11-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①主要な自然との触れ合い活動の場の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④自然との触れ合い活動の場に係る計画等 ⑤法令による基準等	工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う影響、並びに、工事の完了後における施設の稼働や廃棄物等運搬車両の走行により、自然との触れ合い活動の場の持つ機能への影響が考えられるため、計画地及びその周辺について左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

(ア) 既存資料調査

既存資料を整理した。

(イ) 現地調査

a 調査期間

現地調査の調査期間等は、表 8.11-2 に示すとおりである。

表 8.11-2 調査期間等

調査事項	調査期間		調査時間	気候
自然との触れ合い活動の場の状況	冬季	休日：平成 30 年 1 月 28 日（日） 平日：平成 30 年 1 月 30 日（火）	7:00～18:00	晴れ
	春季	休日：平成 30 年 4 月 22 日（日） 平日：平成 30 年 5 月 11 日（金）		晴れ
	夏季	休日：平成 30 年 7 月 31 日（火） 平日：平成 30 年 8 月 5 日（日）		晴れ
	秋季	休日：平成 30 年 11 月 11 日（日） 平日：平成 30 年 11 月 14 日（水）		晴れ

b 調査範囲・地点

調査範囲及び地点は図 8. 11-1 に示すとおりである。

調査範囲は、計画地敷地境界から 200m 程度の範囲及び計画地から青梅街道までの松の木通り並びに隣接樹林地とした。調査地点は、玉川上水緑道及び野火止用水緑道とした。

なお、隣接樹林地については、野火止用水緑道の一環として調査を実施した。

c 調査方法

自然との触れ合い活動の場の状況は、設備の状況及び利用状況を写真撮影又は目視等により確認した。利用状況は、2 時間ごとに調査地域を踏査した。

また、利用状況については、音や臭いの快適性に関する事項も記録した。

なお、写真撮影（カメラ）は、富士フィルム FinePix Z800EXR を使用した。

イ 地形等の状況

既存資料を整理・解析した。

ウ 土地利用の状況

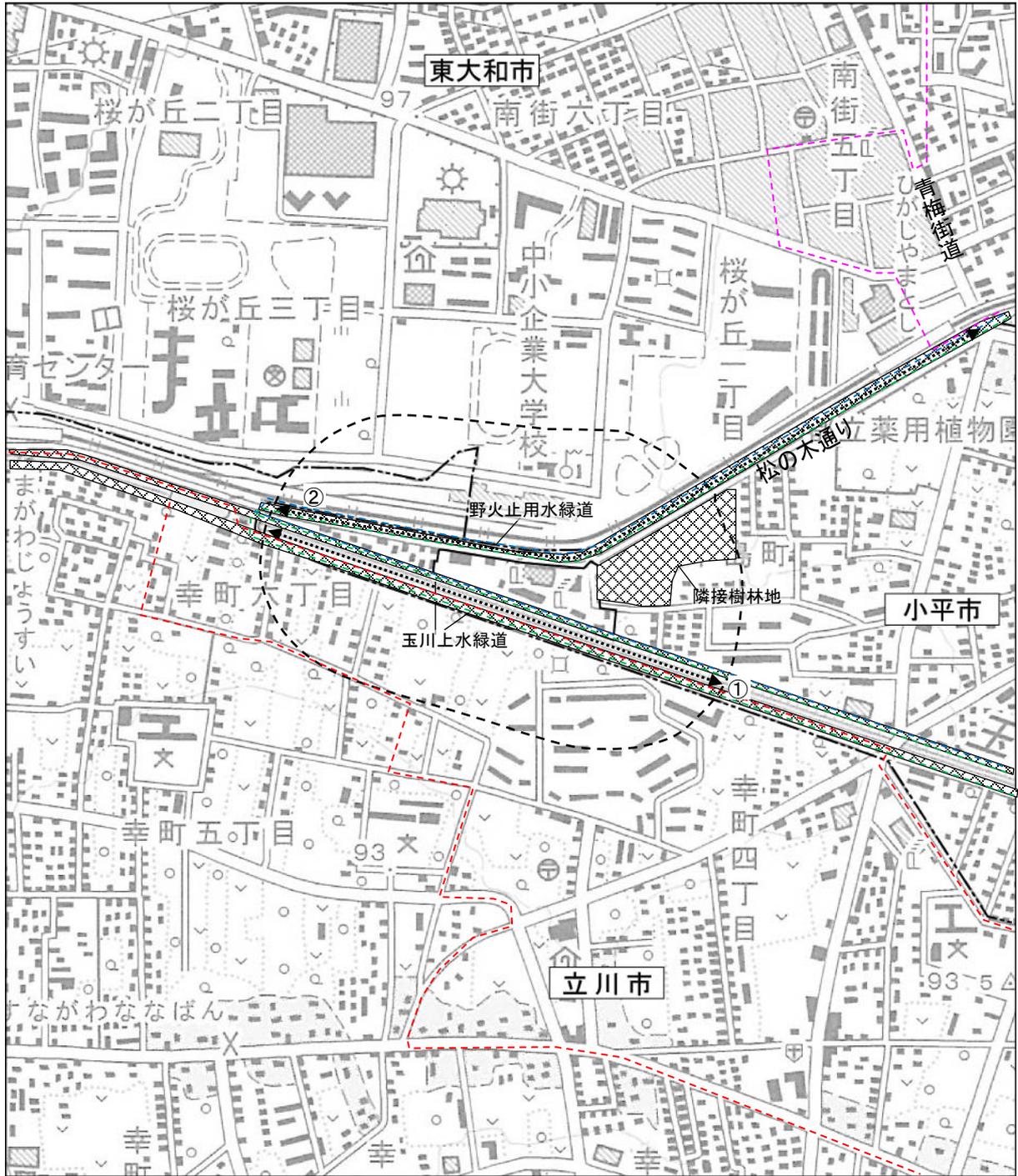
既存資料を整理・解析した。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

既存資料を整理・解析した。

オ 法令による基準等

関係法令等を調査した。



- 凡例
- : 計画地
 - : 市界
 - : 計画地敷地境界から 200m 範囲
 - : 自然との触れ合い活動の場 (踏査ルート)
 - ① 玉川上水緑道
 - ② 野火止用水緑道
 - : 玉川上水緑道・野火止用水緑道・隣接樹林地
 - : 玉川・野火止コース
 - : 小平グリーンロード
 - : 東大和ウォーキングコース
 - : 砂川と玉川上水を歩くコース

N

1:10,000

図 8.11-1
自然との触れ合い活動の場
調査位置図

(4) 調査結果

ア 主要な自然との触れ合い活動の場の状況

(ア) 既存資料調査

計画地周辺における、主要な自然との触れ合い活動の場の状況は、「7.3 (参考) 地域の概況 7.3.1 一般項目 (4) 土地利用 オ公園等」(p.78～82 参照)に示したとおりである。

計画地から最も近い自然との触れ合い活動の場として、計画地の南側に玉川上水緑道、北側に野火止用水緑道が近接している。また、玉川上水緑道及び野火止用水緑道は、東京都で「玉川・野火止コース」、小平市で「小平グリーンロード」、東大和市で「東大和ウォーキングコース」、立川市で「砂川と玉川上水を歩くコース」として散歩道やウォーキングコースが設定されている。

(イ) 現地調査

玉川上水緑道及び野火止用水緑道の利用者数は表 8.11-3、設備等の状況は図 8.11-2 及び写真 8.11-1、利用の状況は表 8.11-4 に示すとおりである。なお、利用者数及び利用目的調査結果は資料編 (p.286～288 参照)に示すとおりである。

玉川上水緑道は、玉川上水を境に小平市側、立川市側で遊歩道となっており、ベンチや橋が設けられている。調査範囲内では、「じょうすいこぼし」及び「西中島橋」の2つの橋があり、玉川上水を横断できるようになっている。主な出入口は、周辺の街路に繋がる箇所を設置されている。主な利用の状況は、平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多くみられた。

野火止用水緑道は、小平市道である松の木通りと平行して、遊歩道が整備されており、ベンチやトイレ等が設けられている。また、主な出入口は、松の木通り沿いに数ヶ所設置されている。主な利用の状況は、平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多くみられた。

また、隣接樹林地内には、ベンチやトイレ等の設備は設けられていない。入口は松の木通り沿い3ヶ所、隣接樹林地南側住居側に2ヶ所整備されており、利用の状況は、通勤・散歩等の利用が若干見られた。

なお、音や臭いの快適性の状況については、計画地敷地境界付近では、粗大ごみ処理施設や不燃物積替場からの破砕等による作業音や場内を走行する廃棄物等運搬車両の走行音が一時的に聞こえた。また、夏季調査時には、野火止用水緑道側にある東門付近で、悪臭が一時的に感じられた。

表 8.11-3 玉川上水緑道及び野火止用水緑道の利用者数

単位：人

時期	利用目的	玉川上水緑道		野火止用水緑道	
		平日	休日	平日	休日
冬季	通勤・散歩等	47	25	101	50
	運動	6	10	1	5
	休憩	2	2	5	6
	遊び	11	16	0	3
	自転車	6	0	13	2
	その他	2	0	0	0
	合計	74	53	120	66
春季	通勤・散歩等	136	93	65	40
	運動	7	16	3	5
	休憩	5	2	32	15
	遊び	11	0	0	0
	自転車	14	22	6	9
	その他	0	0	0	1
	合計	173	133	106	70
夏季	通勤・散歩等	50	59	48	39
	運動	4	24	3	3
	休憩	0	6	8	9
	遊び	0	6	0	2
	自転車	26	19	18	8
	その他	0	0	0	0
	合計	80	114	77	61
秋季	通勤・散歩等	86	96	49	67
	運動	5	23	0	7
	休憩	4	2	9	26
	遊び	0	4	0	0
	自転車	13	16	8	8
	その他	0	0	0	0
	合計	108	141	66	108

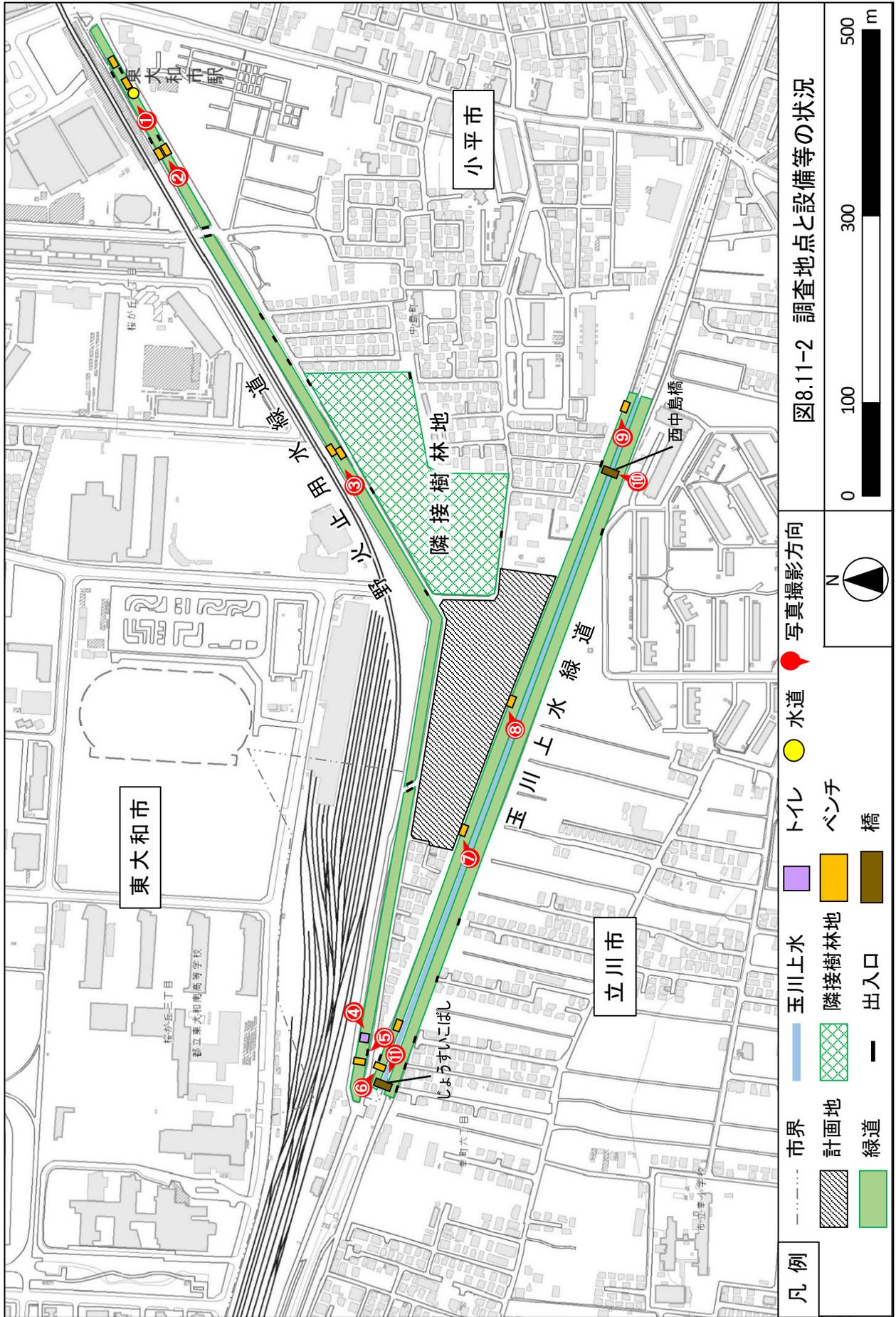




写真 8.11-1(1) 写真①



写真 8.11-1(2) 写真②

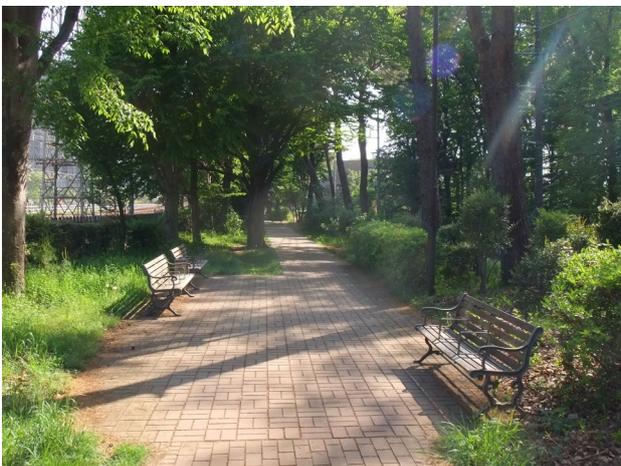


写真 8.11-1(3) 写真③



写真 8.11-1(4) 写真④



写真 8.11-1(5) 写真⑤

注 1) 写真番号は図 8.11-2 の写真撮影方向に対応する。

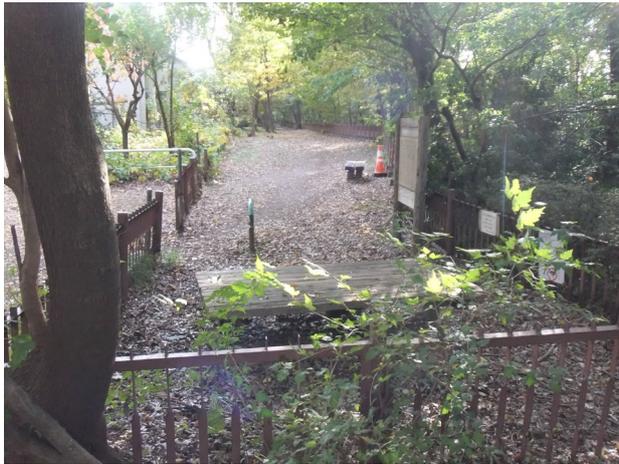


写真 8.11-1(6) 写真⑥



写真 8.11-1(7) 写真⑦



写真 8.11-1(8) 写真⑧



写真 8.11-1(9) 写真⑨



写真 8.11-1(10) 写真⑩



写真 8.11-1(11) 写真⑪

注 1) 写真番号は図 8.11-2 の写真撮影方向に対応する。

表 8.11-4 玉川上水緑道及び野火止用水緑道の利用の状況及び利用環境の状況等

調査項目		調査結果の概況	
① 玉川上水緑道	利用の状況	冬季 平成 30 年 1 月 28 日(日) 1 月 30 日(火)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。平日は散歩・ウォーキングによる利用が最も多く、休日は散歩・ウォーキングや生物観察（野鳥観察）の利用が多かった。
		春季 平成 30 年 4 月 22 日(日) 5 月 11 日(金)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。特に散歩・ウォーキングによる利用は、平日、休日ともに最も多かった。平日は幼稚園の集団散歩や広場としての利用が多く見られた。
		夏季 平成 30 年 7 月 31 日(火) 8 月 5 日(日)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。特に散歩・ウォーキングによる利用は、平日、休日ともに最も多かった。その他、休日では、生物観察の利用やベンチの利用が見られた。
		秋季 平成 30 年 11 月 11 日(日) 11 月 14 日(水)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。特に散歩・ウォーキングによる利用は、平日、休日ともに最も多かった。その他、平日では自転車による利用、休日はランニングによる利用や生物観察による利用者も見られた。
② 野火止用水緑道	利用の状況	冬季 平成 30 年 1 月 28 日(日) 1 月 30 日(火)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。特に、平日の散歩・ウォーキングによる利用が最も多かった。その他にも、ベンチ・トイレの利用や自転車による利用が見られた。
		春季 平成 30 年 4 月 22 日(日) 5 月 11 日(金)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。平日はベンチ・トイレの利用、休日は散歩・ウォーキングによる利用が最も多く見られた。また、休日の隣接樹林地では、散歩・ウォーキングやランニング等の利用が見られた。
		夏季 平成 30 年 7 月 31 日(火) 8 月 5 日(日)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。特に散歩・ウォーキングによる利用は、平日、休日ともに利用者数が多く、いずれも朝・夕に多く見られた。また、休日の隣接樹林地では散歩・ウォーキング等の利用が見られた。
		秋季 平成 30 年 11 月 11 日(日) 11 月 14 日(水)	平日、休日ともに、通勤・散歩等による利用者が多く見られた。平日は散歩・ウォーキングが最も多く、休日は通勤・通学等、散歩・ウォーキング、休憩による利用が多かった。また、平日の隣接樹林地では、通勤・通学等や散歩・ウォーキングの利用が見られた。

イ 地形等の状況

計画地周辺の地形の状況は「8.1 大気汚染 8.1.1 現況調査 (4) 調査結果 ウ 地形及び地物の状況」(p. 131~133 参照) に示したとおりである。

ウ 土地利用の状況

計画地周辺の土地利用の状況は「7.3 (参考) 地域の概況 7.3.1 一般項目 (4) 土地利用」(p. 70~82 参照) に示したとおりである。

エ 自然との触れ合い活動の場に係る計画等

(ア)「東京都環境基本計画」(平成 28 年 東京都)

「公園整備や民有地における緑化の誘導等を推進し、新たな緑を創出する」等の目標を掲げ、一定面積以上の建築物の新築・増改築等を行う際に、緑化計画書の届け出を義務付けることで、新たな緑の創出を促進する等の方向性を示している。

(イ)「小平市第二次環境基本計画」(平成 24 年 小平市)

4つの環境分野における環境問題と、それらを横断的に支える参加と協働の5つの分野における基本目標を定めており、その実現に向けて、小平グリーンロードの保全、民有地や公共施設の緑化、公園・緑地の整備、市民ボランティアとの協働による花いっぱい運動を推進する等の施策が示されている。

オ 法令による基準等

(ア)「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号)

この法令は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和 31 年法律第 97 号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならないとしている。

この法令の特別緑地保全地区に指定された上水新町一丁目は計画地から東南東に約 2 km、小川町一丁目は東に約 2 km の地点に位置している。

(イ)「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年 12 月 22 日条例第 216 号)

この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを楽しみ、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然の保護と回復に自ら努めるとともに、知事が実施する自然の保護と回復に係る施策に協力しなければならないとしている。

この条例に指定された玉川上水歴史環境保全地域は計画地の南側、野火止用水歴史環境保全地域は計画地の北側に位置している。

8.11.2 予 測

(1) 予測事項

ア 工事の施行中

- ・建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度
- ・工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

イ 工事の完了後

- ・施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度
- ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

ア 工事の施行中

建設機械の稼働による影響及び工事用車両の走行台数が最大となる時点とした。

イ 工事の完了後

施設の稼働が通常の状態に達した時点とした。

(3) 予測地域及び予測地点

ア 工事の施行中及び工事の完了後

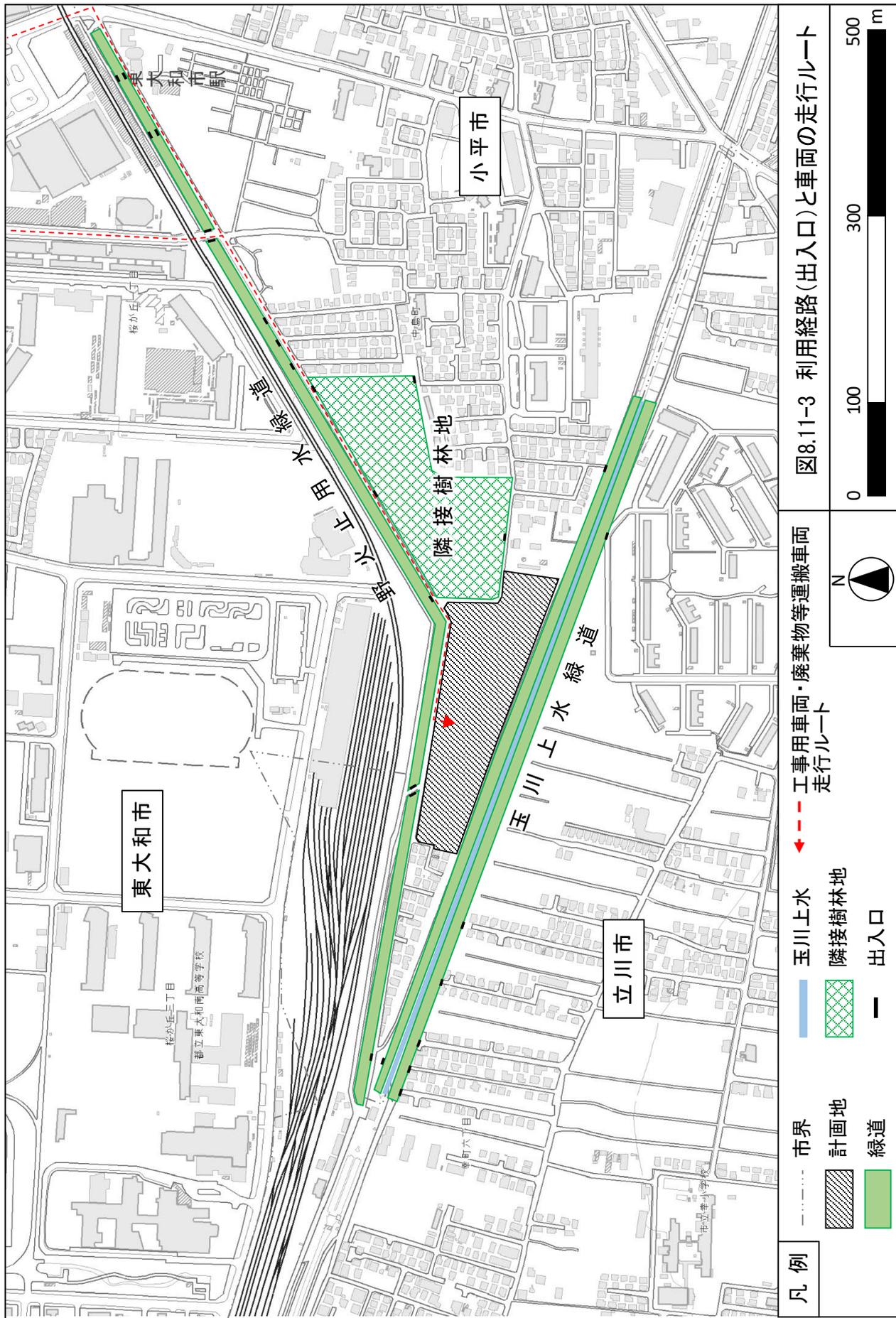
計画地周辺とした。

(4) 予測方法

ア 工事の施行中及び工事の完了後

自然との触れ合い活動の場の位置や、利用状況と事業計画を重ね合わせる定性的な予測とした。なお、自然との触れ合い活動の場までの利用経路（出入口）と工事用車両及び廃棄物等運搬車両の走行ルートは図 8.11-3 に示すとおりである。

なお、予測は既存ごみ焼却施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働による影響も考慮した。



(5) 予測結果

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。

以上のことから、玉川上水緑道及び野火止用水緑道の主な自然との触れ合いの活動の場が持つ機能の変化はできる限り低減され、影響は小さいと予測する。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業では図 8. 11-3 に示すとおり、工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さいと予測する。

なお、玉川上水緑道の利用経路は、工事用車両の走行ルートと重複しないため、利用経路に与える影響はないと予測する。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。

以上のことから、玉川上水緑道及び野火止用水緑道の主な自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はできる限り低減され、影響は小さいと予測する。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

本事業では図 8. 11-3 に示すとおり、廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さいと予測する。

なお、玉川上水緑道の利用経路は、廃棄物等運搬車両の走行ルートと重複しないため、利用経路に与える影響はないと予測する。

8.11.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

ア 予測に反映した措置

- ・仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等を行う。
- ・「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に規定されている建設機械は、低騒音型を使用する。

イ 予測に反映しなかった措置

- ・工事用車両の走行に際しては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械については、集中稼働しないよう工事内容の平準化及び機械の効率的な稼働に努め、アイドリングストップや不要な空ぶかしの防止を徹底する。
- ・建設機械は点検、整備を徹底し、性能の維持に努める。
- ・工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。

(2) 工事の完了後

ア 予測に反映しなかった措置

- ・廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、規制速度を厳守する。
- ・廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底する。

8.11.4 評価

(1) 評価の指標

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」とした。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないこと」とした。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないこと」とした。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

評価の指標は、「自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないこと」とした。

(2) 評価の結果

ア 工事の施行中

(ア) 建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。

したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。

(イ) 工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。

さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。

したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考えられる。

イ 工事の完了後

(ア) 施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度

本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。

したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。

(イ) 廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。

さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底する。

したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。